## 区画整理反対ニュース

羽村駅西口区画整理反対の会2018 (H30) 4/7 No.239

世話人

山下一夫 羽東1

かえり

## 夕張に次いで2位へ悪化か、財政難*顧み* ず!

区画整理 30年度、市費約7億と借金4億で11億円の無駄づかい 経常収支比率の悪化で、財政の硬直化。

私達は現道を活かした「まちづくり」を求めています。

#### 一3月市議会報告一

#### 山崎 陽一 議員 区画整理撤回要求44弾

羽村は、リーマンショック後に近い水準まで法人税収入が減少、厳しい財政状況。経常収支比率の予想は108.9%。これは2016年の全国区市データーで、<u>夕張市に次いで第2位の悪さ。区画整理は借金をせねば移転補償費を賄えないところまで来て</u>いる。

また移転交渉の現場では、交渉担当者の人権を無視するような発言が権利者を苦しめているが、市長の耳に入っているのか。

昨日、市長は「移転に当たり、一時的でも仮住まいの負担は大きい。協議では年齢や生活環境などに権利者の立場に立って誠実な対応をしている」と答弁。ひどい扱いを受け、追い出された地権者達が聞いたら怒り心頭だ。

山崎議員:今後の事業費負担の根拠を示すべきだ。

市長:繰出金は都市計画税や市民税等の経常一般財源の収入状況を見極め算出する。 山崎:今、区画整理の起債(借金)は進捗率10%で約25億円。単純計算で250億になる。

**鈴木議員**:4つの優先エリア、2ヶ年で50棟移転の計画内容は?

渡辺:予算上、**平成30年度**の移転が23棟。羽村駅前周辺4棟、川崎1丁目エリア18棟、 <sup>課長</sup> 羽村大橋周辺1棟。曳き家補償は5棟で再築補償が18棟。

31年度の移転は27棟。羽村駅前周辺が1棟、川崎1丁目17棟、羽村大橋周辺は、マンション含め9棟。27棟中、再築補償21棟、曳き家補償が6棟。30年度に各権利者に挨拶し、今後の行程等を説明し、移転時期等を詰めていく。

門間議員:平成27年度から30年間の事業計画の資金計画は、いつ示されるのか。 市長:平成30年、31年度の移転・工事等の実績と進捗状況を見極め、市の財政状況等 を勘案し平成32年から33年度を目途に「事業計画変更」の手続きを進めていく。

門間: 当初の20年間の事業期間が、約40年間の事業になれば、地権者の財産や居住 を縛ることになる。財政状況が厳しい今こそ、事業の見直し・縮小の機会だ。

# 住民の悲痛な訴えに「知らぬ、存ぜぬ」とごまかし答弁補償の前に、工事や公社職員の脅しで住民追い出し!

山崎: 「お宅の前、後の道路もなくなるから評価が下がる、それでもいいですか」 と市職員に言われた地権者がいる、承知しているか」再度確認する。

市長:区画整理の仕組みから「宅地に接道する道路がなくなる」という表現は、妥当性を欠くもので、権利者と職員間のやり取りの事実がない事を確認している。

山崎:これは、「今、住んでいる家を、移転しないと家の前の道路も後ろの道路もなくなってしまいますよ」と言ったのだ!

石川:職員にも確認したが、このような発言はしていない。

部長

**鈴木**:「住民の意見より区画整理が強い」「住民の話は、聞くだけ無駄だ」などの暴 <sup>議員</sup> 言を関係職員から受けたと聞く。本当か。市はどう指導・教育をしているのか。

市長:指摘のような発言は考えられず関係職員に確認したが、そのような事実はない。

**鈴木**: どういう態度で、どういう気持ちを持ち住民に接するかは、極めて大事なこと。紳士的対応で、無理強いはしない、約束は守る教育や指導をして貰いたい。

市長:仮住まいをしている関係権利者は9件。市内が5件、市外が4件。

山崎:全部で14軒なので、まだ何軒かあるが、その方々はどうされているか。 家を買った、あるいはマンションを買って、出ていってしまった方がいる。 認識しているか。

石川:今回、14軒が9軒という事で。ここは答えが非常に難しいが、中には仮住ま <sup>部長</sup> いでない方がいるということ。判りにくいかも知れないが、<u>この移転を契機に</u> 生活の拠点を変えるという人もいるので、数字が14軒にはならない。

# 公社との交渉は危険。手続きや大切な事も知らせない。

山崎:川崎1丁目の14棟。集団移転は市の都合。基本的に再築という説明だった。

石川:集団で効率的に進めて行くためで、川崎地区は、通常は再築補償。

部長 補償費支払いは、<u>皆さんが解体事業者にお願いをして</u>、建物が除却され、更地 になった状況を確認して支払い手続きに入る。

市長:29年度、川崎1丁目の「住居や<u>倉庫等</u>」の解体補償費は1棟当たり平均、約190万円。仮住まいの家賃補償は、1㎡1500円として、1ヶ月当たりの平均額は15万円。

門間議員:土地購入の条件があるのか。

渡辺:「<u>土地買い取り申し出書</u>」を出して貰い、公有財産管理運用委員会に諮る。

山崎:川崎地区の地権者が、公社の職員から「何時、出ていきますか」と聞かれ、「それならこの土地を買って欲しい」と言ったところ、「それは出来ない」と言われた。公社の職員がそのようなことを決める権限があるのか。

渡辺課長:そのようなことはないと捉えている。「申し出書」は出ていなかった。

山崎:中断移転中の固定資産税はどうなるか。

市長:補償費には、固定資産税にかかる額が含まれていないので、<u>従前の土地に係る固定資産税、都市計画税は、申告に基づき減免の対象としている。</u>

**山崎**:「<u>申告に基づき」</u>では、気がつかない。区画整理課としてどう対応するか。 石川:そういった制度があるので説明し、手続きの<u>手伝いをするということはある</u>。 <sup>部長</sup>

**鈴木**:駅前の部分は、第2期の工事ということになっている。既に10年以上仮住まいしている方は、これから更に20年くらい仮住まいする可能性があるのか。

石川:おっしゃる通り。

**鈴木**:人生を、本当に区画整理が変えてしまっているような現実がある。

## 先が見えない、この区画整理は認めない

**水野議員**:10年間の計画を地権者には示しているとのことだったが、地権者に尋ねたところ、その地権者の移転に関する数か月の計画だけしか提示されていない。計画を公表しない事業は、どこに行くか船長しか知らない船のようで、乗客である市民は不安を募らせるだけだ。長期の計画を公表すべき。

**水野**: 所有権の移動は契約書を伴うのが一般的だが、地権者が事業に協力すると何をもって判断しているか。

市長:建物等の移転補償契約をもって事業への協力が得られたものと捉えている。

**小宮**:前から3.4.12号線の断面図を欲しいと言ってあるがいつ頃、手元に入るのか。

渡辺:市と東京都と協議をしている段階で、東京都は設計中で現在は断面図はない。

門間:明確な事業計画、資金計画が示されないまま、短期的な事業の積み重ねで事業を延長することには反対。順調に進めても、完成は2050年頃という長期的事業は、少子高齢が進み変化の大きい時代にそぐわない。抜本的に見直すべき。

### 新しい計画づくりの議論を始めるべき

印南議員:市税収入が減少している羽村市にとって、健全な財政を維持しつつ魅力ある「まちづくり」を進めて行くには、既存事業の見直しと新たな事業の創出が極めて重要と考える。

**印南**:羽村駅西口区画整理事業は、飯能市のように5年をかけてでも財政負担が軽減される新しい計画づくりの議論を始めるべきではないか。

市長:今後も移転工事の執行状況や財政状況等を勘案しながら、実施計画3年から5年の期間を基本に、引き続き優先整備地区を中心に整備を行っていく。

印南:羽村市に考えて欲しいことが2点ある。一点目は、33年以降の資金計画の情報をオープンにして欲しい。2点目はそれをベースに、地元と羽村市と東京都

の3者で、稲城市がやったように検討委員会を設置し、33年度以降の計画を協議して欲しい。

市長の市政方針に西口区画整理は「次世代に向けたまちづくり」とあったが、 平成15年から始まった現計画にどのくらい次世代の声が反映されているのか疑問。 この地区内に住む、同世代40代の市民と話しても、権利者は自分の親だから、 自分たちの声を羽村市に聞いて貰ったことがないと言っている人もいる。是非、 次世代の声を聞くという目的も含め3者協議を検討してほしい。

石川部長:3者協議の必要性もしっかり検討していく中で、判断をしなければと思う。 **印南**:33年を前に3者で協議を重ね、新しい計画、新たな「まちづくり」を次世代 に託していくべきと思う。稲城市は1年半、飯能市は5年かけて実現できた。羽 村市でできないはずはないと思う。

今ある計画を推進して行くことに、こだわり続けるだけでなく、健全な財政運営と新しい柔軟な思考で「まちづくり」を進めて欲しい。

### この区画整理事業の問題点

川崎西公園、導水管道路の美しい桜並木も伐採。景勝地の遠江坂やゲートボール場も換地で家々が来る計画。

- ①道路率30%で今の約2倍に。景観を破壊し、碁盤の目の街になる計画。
- ②市街地なのに、平均減歩率約22%、土地が狭いなどで減歩が少ない人はその分、 清算金を負担。その額が何百万になるかは、事業終了時でないと判らない。
- ③市街地のため換地先に直接移れず、2度の引っ越し仮住まい。
- ④羽村大橋からの3・4・12号線は、高架橋の事業計画もない。そして、来る当てのないモノレール駅に巾40mの計画として住民に減歩・清算金の負担と移転を迫る。
- ⑤都道関係は東京都から買収に見合った交付金が出ているが、市は区画整理事業費 に入れてしまう。都道は狭め、減歩や清算金無しで十分な補償の下で都が行うべき。

「家屋調査」や「移転に関する交渉」に NO!

一納得できない事業で、断ることは憲法に保障された私達の権利一

「断りたいが、大変」と感じている方

### どの段階でも、代理人が代わって対応する事が出来ます

\* 反対の会にご相談下さい。弁護士もサポートします。

山﨑 陽一 市議

(審議委員) 山下 一夫 清田 敏雄 神屋敷 和子